

社会資本整備総合交付金（仮称）に関する意見

社会資本の整備については、既存の補助金・交付金を統合し、社会資本整備の基幹事業のほか、関連事業、事業効果を高めるソフト事業を組み合わせ、一体的に支援できる社会資本整備総合交付金（仮称）が創設された。

都市自治体を取り巻く税財政状況が引き続き極めて厳しいなかで、限られた財源をもとに、地域の実情に応じ創意工夫を凝らしながら、地域にとって真に必要な社会資本の整備を計画的かつ効率的に進めていかなければならない。

国会としても、これまで国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保方策や配分方法について十分留意して制度設計を行うよう要請しているところである。

よって、国は、社会資本整備総合交付金（仮称）の制度設計及び運用に当たっては、下記事項について万全の措置を講じられたい。

記

1. 制度設計に当たっては、対象事業や用途の自由度を高めるとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、今後とも必要に応じその見直しを行うこと。
また、社会資本総合整備計画の内容及び策定手続きについては、都市自治体の自主性を尊重するとともに、簡潔なものとするほか、交付申請手続き等の窓口の一本化を図ること。
2. 交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないよう留意するとともに、ソフト事業の割合を最大2割以内とすることについては、地域の実情に合致しない場合もあり得るので、柔軟な運用も可能とすること。
3. 年度当初からの事業執行を可能とするとともに、継続事業についても経過措置を講ずるなど着実な事業執行を図るため、関連要綱等を早期に決定し、交付決定までのスケジュールを早急に示すこと。
4. 公共事業関係経費は、全体で対前年度比 18.3%減となっており、新規事業の抑制が懸念されていることから、平成 23 年度以降の社会資本整備にかかる予算総額の確保を図るとともに、社会資本整備のあり方を含めた一括交付金の創設の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ制度設計を行うこと。

平成 22 年 3 月 26 日

全国市長会 経済委員会
委員長 新座市長 須田 健治